

温暖化政策で **ビジネスと生活が変わる** 第19回

「環境・持続社会」研究センター(JACSES) 足立 治郎

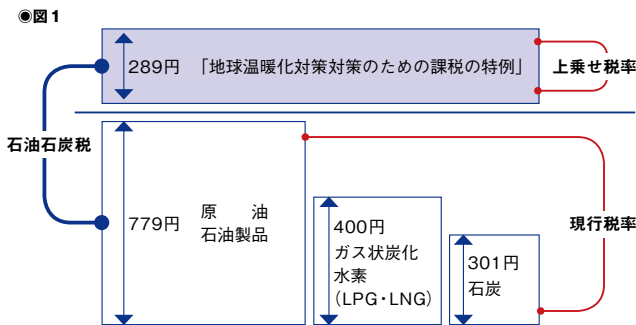
震災からの再構築 10

地球温暖化対策税制が、 石油石炭税の特例措置として導入される

地球温暖化対策税制の導入決定とその内容

今年3月30日、2012年度税制改正法案が参議院で賛成多数で可決・成立し、地球温暖化対策税制(以下、温対税)の今年10月からの施行が決まった。

その中身は、全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭税にCO₂排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を設けるもの。上乗せする税率は、二酸化炭素1ト_n当たり289円。ただし、3年半かけ税率を段階的に引上げる(図1及び表1参照)。



●表1

課税物件	現行税率	平成24年10月1日~	平成26年4月1日~	平成28年4月1日~
原油・石油製品 (1ト _n 当たり)	(2,040円)	+250円 (2,290円)	+250円 (2,540円)	+260円 (2,800円)
ガス状炭化水素 (1ト _n 当たり)	(1,080円)	+260円 (1,340円)	+260円 (1,600円)	+260円 (1,860円)
石炭 (1ト _n 当たり)	(700円)	+220円 (920円)	+220円 (1,140円)	+230円 (1,370円)

環境省試算では、段階的上乗せが終わり完全に価格転嫁されれば、1世帯あたり月100円ほどの負担増になる。

税収は、平成24年度が約400億円、平成28年度以降は、約2600億円になる。それは全額エネルギー起源CO₂排出抑制施策—自然エネルギー導入や省エネ対策など—に活用される。

エネルギー対策特別会計改革などが課題

石油石炭税の税収はエネルギー対策特別会計(以下、エネ特会)に繰り入れられており、温対税の税収も同様となる。

エネ特会は、これまで税収の多くが火力・原子力発電などに活用され、環境負荷の高さと税収活用の非効率性が指摘されてきた。

震災後、エネルギー政策が見直しをされる中、エネルギー予算を支えてきたエネ特会の見直しも必要である。エネ特会に税収を入れる形の温対税導入は、エネ特会を所管する省庁予算の焼け太りだ、との批判も聞かれる。仮にエネ特会の改革なしに今年10月温対税が導入される場合、所管する経産省・環境省に厳しい目が向けられるはずだ。

2010年末、経産省はエネ特会のエネルギー需給構造高度化対策について、無駄な事業や重複事業の排除を掲げ、2011年度予算から第三者も加わる事業選定会議を新設するとした。これは、震災対応への専念や原発事故を受けてのエネルギー政策全体の再検討の必要性を理由に、昨年度の実施は見送られたが、今後については、平成25年度の予算概算要求(今年8月末頃)の前に何らかの形で検討する、としている。効果的な事業選定会議が設置されるかどうか、が注目される(※)。省庁から独立的なメンバーが選定されるか、がカギとなる。

なお、温対税の税率は、例えばガソリンで2016年4月時点で1リ_t当たり0.76円のみであり、効果をあげるため、課税率強化も必要だろう。課税率を上げれば、税収も増大することになり、今後は税収用途を温暖化対策に限るのでなく、一般財源化し、減税などに活用することも選択肢となる。

※平成23年12月22日参議院環境委員会議事録